

久留米市公告第39号

ナイター照明設備管理及び操作等業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年3月11日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 業務名 | ナイター照明設備管理及び操作等業務 |
| (2) 履行場所 | 久留米市野中町2番地（久留米競輪場） |
| (3) 業務内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (4) 履行期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| (5) 予定価格 | 4,482,500円（税込み・1開催当たり） |
| (6) 入札書比較価格 | 4,075,000円（税抜き・1開催当たり） |
| (7) 最低制限価格 | 設定無し |

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。要件を満たさない者の入札は無効とする。
- ① 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
 - ② 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
イ アを除く福岡県内 県税
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ④ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
 - ⑦ 公営競技における同種又は類似の業務の実績があること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限から開札の時までの期間に、久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていない

こと。要件を満たさない者の入札は無効とする。

- (3) 前2項に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次の①及び②におけるア、イに掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。また③においても同様とする。

① 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

② 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ ①又は②に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合（協同組合で入札参加した場合、当該組合の構成員は入札参加できない。）

3 入札参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送又は持参にて提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて、下記の提出期限までに指定場所へ郵送すること。

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 入札保証金納付領収書の写し又は8（1）に規定する金融機関の保証等

ウ 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

エ 役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）

オ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

カ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	明

キ 公営競技における同種又は類似の業務実績を確認できるもの（契約書の写し等）

(2) 提出期限

令和6年3月19日 17時必着

(3) 提出先（宛先）

「15 問い合わせ先（事務局）」

(4) 提出方法

- ① 封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ～キを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。

4 入札の辞退等

郵送等により提出した入札参加資格確認申請書は、締切日事前であれば引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、入札前までに久留米市商工観光労働部競輪事業課に入札辞退届を事前に提出しなければならない。

5 入札説明会

実施しない。

6 入札の方法

- (1) 郵送による入札とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、1開催当たりの金額とし、入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者、免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を入札書に記載すること。

- (3) 会社代表者以外の者が入札する場合は、委任状を内封筒に同封し提出すること。
- (4) 日時：令和6年3月28日 10時00分
- (5) 場所：久留米競輪場集計センター3階会議室
住所) 〒839-0862 久留米市野中町2
- (6) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に係る無い市の職員を立ち合わせるものとする。
- (7) 落札候補者の決定
予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
落札候補者となった者については、「2 入札に参加する者に必要な資格」に記載する入札参加資格について審査し、落札者を決定する。
審査の結果、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。
- (8) 落札結果の通知
落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。
- (9) その他
入札参加者が1者である場合において、入札不調としない

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額に20を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

8 契約条項を示す場所

「15 問い合わせ先（事務局）」

9 議会の議決

不要

10 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

1.1 入札の中止等

不正な入札があると認めるとき、又は天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときには、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

1.2 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札後に資格審査を行った結果、入札参加資格確認申請書提出締切時点で入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されなかったとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき
- ケ 協同組合と当該組合の構成員がどちらも入札に参加した場合、協同組合と当該組合の構成員の入札

1.3 その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

ダウンロード先 久留米市ホームページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > その他一般競争入札 > 【募集】令和6年度ナイター照明設備管理及び操作等業務委託

(URL <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・入札書（第5号様式）
- ・辞退届
- ・質問票
- ・委任状
- ・役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）

(2) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から 令和6年3月13日 17時まで
- ② 受付場所：「15 問い合わせ先（事務局）」
- ③ 質問の提出方法：

質問事項を所定の様式（質問票）により作成し、FAX 又はメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

久留米市商工観光労働部競輪事業課

・メール jigyoka@city.kurume.lg.jp

・FAX 0942-43-0840

④ 質問に対する回答：

令和6年3月15日までにメール又はFAXで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(3) 契約締結日

落札した者は、落札決定の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。

1.4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 提出された入札関係書類は返却しない。
- (5) 提出された入札関係書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。
- (7) 久留米市の次年度の予算において、この契約に係る金額について不成立の場合は、この契約は解除されることがある。この場合において、落札者は、契約解除により生じた損害の賠償を久留米市に請求することができない。

1.5 問い合わせ先（事務局）

久留米市 商工観光労働部 競輪事業課

住所：福岡県久留米市野中町2

電話：0942-43-3996

FAX：0942-43-0840

Eメール：jigyoka@city.kurume.lg.jp